

記入例
(提出は委員会控、借受・貸付人保管分の3部。)

農用地利用権設定等申出書

3枚に押印する
認印 認印

令和2年 3月 18日

熊谷市長 あて

あっせん
農業委員・推進委員署名欄

3枚に押印する

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法により 利用権の設定(移転)をしたいので、申し出ます。

申出者

住所	地区	電話番号	氏名	生年月日
(A)利用権の設定(移転)を受ける者(借受人) 乙 熊谷市〇〇〇△△△番地		588-9985	熊谷 太郎	大 昭45年 12月 28日 平
(B)利用権の設定(移転)をする者(貸付人) 甲 熊谷市□□□×××番地 (共有名義者がいる場合記入)		588-1321	熊谷 次郎	大 昭55年 4月 18日 平
いる場合、記入と押印				大 昭 年 月 日 平

(C)設定(移転)する土地の(B)以外の権原者等の有無 有 (同意書、別紙のとおり) 該当の場合○

(A)私は熊谷市以外 () 市)でも認定農業者になっています。 (公告日 年 月 日)

受付コード	利用権の設定(移転)を受ける者	区分	地区	農協
	1 新規			
登録	2 再設定			
	3 その他()			

1 申出の内容(該当する数字に○印をお願いします)

(D)利用権を設定(移転)する土地				(E)設定(移転)する利用権								備考	
区域	所在			現況地目	面積(m ²)	利用内容	始期	終期	存続期間	借賃の支払 10a当り 10a当kg	借賃 10a当り 10a当kg		支払期限 共有名義の場合 の支払先
	大字	字	地番										
1.農振 2.その他	〇〇〇	〇〇	100-1	1.田 2.畑 3.その他 ()	1,000	1.水田 2.普通畑 3.その他 ()	令和 2年 6月 1日	令和 7年 5月 末日	5 年	1.貸借 イ.現金 ロ.口座 ハ.物納 ニ.使用貸借	円 30 kg	毎年 12月 31日 迄	団
1.農振 2.その他	〇〇〇	〇〇	101-1	1.田 2.畑 3.その他 ()	1,000	1.水田 2.普通畑 3.その他 ()	令和 2年 6月 1日	令和 7年 5月 末日	5 年	1.貸借 イ.現金 ロ.口座 ハ.物納 ニ.使用貸借	円 5,000 kg	毎年 12月 31日 迄	団
1.農振 2.その他	〇〇〇	〇〇	101-2	1.田 2.畑 3.その他 ()	500	1.水田 2.普通畑 3.その他 ()	令和 2年 6月 1日	令和 7年 5月 末日	5 年	1.貸借 イ.現金 ロ.口座 ハ.物納 ニ.使用貸借	円 kg	毎年 月 日 迄	団
1.農振 2.その他				1.田 2.畑 3.その他 ()		1.水田 2.普通畑 3.その他 ()	年 月 1日	年 月 末日	年	1.貸借 イ.現金 ロ.口座 ハ.物納 ニ.使用貸借	円 kg	毎年 月 日 迄	団
1.農振 2.その他				1.田 2.畑 3.その他 ()		1.水田 2.普通畑 3.その他 ()	年 月 1日	年 月 末日	年	1.貸借 イ.現金 ロ.口座 ハ.物納 ニ.使用貸借	円 kg	毎年 月 日 迄	団

(F)解除条件付き貸借の該当の場合 有 該当の場合○

2 利用権の設定(移転)等を受ける者の農業経営の状況等

利用権の設定(移転)等を受ける土地の面積(A)	氏名又は名称	熊谷 太郎	農作業従事日数	250 日	家畜等の飼養状況	
農地 2,500 m ²	現在耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B)		主たる経営作目(C)	世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)	乳牛 頭	
	自作地	10,000 m ²			世帯員(構成員)	肥育牛 頭
採草放牧地	農地	借入地	3 人	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)	豚 150 頭	
その他		合計			15,000 m ²	農業専従者(年150日以上従事)
採草放牧地			米麦兼豚	農業補助者(主として農業に従事する者)	農機具の所有状況	
その他					240 延日	農業補助者(従として農業に従事する者)
					もみすり機 1 台	乾燥機 1 台
					田植機 1 台	コンバイン 1 台
					トラック 1 台	防除機 1 台

3 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2)借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(3)解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4)転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5)修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6)租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金等については、【 甲 ・その他() 】が負担する。※該当に○。

(7)目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8)利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9)利用権の設定を受ける者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10)その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し、疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

(11)解除条件付貸借の場合の追加事項

①契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には契約を解除するものとする。

②利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に市長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

③市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的地において行う耕作(又は養蓄)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれかが乙の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事しないとき。

④市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用しないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が③の勧告に従わなかったとき。

⑤貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

⑥違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の残存期間に相当する金額を違約金として支払う。ただし、甲及び乙が合意する場合にはこの限りではない。